



◆ 今般の特許法の法改正で、インカメラ手続きが拡充されるようになると聞きました。詳しく教えていただけませんか。



(大阪府 K. Y)



1. インカメラ手続きとは
特許法におけるインカメラ手続きは、105条に規定されています。

裁判所は、特許権侵害訴訟において、特許権者の申立てにより、被疑侵害者に対して侵害の立証または損害の計算に必要な書類等の提出を命じることができます(特許法105条1項)。しかしながら、被疑侵害者に書類等の提出を拒む「正当な理由」がある場合には、裁判所は、提出を命じることができず、特許権者による書類提出命令申立てを却下することになります(特許法105条1項ただし書き)。

実際に、被疑侵害者にとっては、営業秘密が記載されているなど、正当な理由によって書類等を提出したくない場合もあるはずです。

このような「正当な理由」の有無を判断するに際しては、裁判所のみが書類等の提示を受ける手続きをとることができ(特許法105条2項)、これをインカメラ手続きといいます。

2. 今般の法改正について

今般の不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年5月30日法律第33号)により、インカメラ手続き

を拡充する法律改正がなされました。
<書類等提出の必要性判断におけるインカメラ手続きの導入>

改正前においては、インカメラ手続きを採用することができるのは、書類等の提出を拒む「正当な理由」の有無を判断する場合のみでした。

しかし、改正後においては、侵害行為の立証または損害の計算に必要な書類等か否か、すなわち書類等提出の「必要性」を裁判所が判断するに際しても、インカメラ手続きを採用できるようになります(特許法105条2項)。

これによって、裁判所は、提出命令申立てがなされた場合、改正前においては申立書から書類等提出の「必要性」を判断する必要がありましたが、改正後においては、申立書のみならず、提示された書類からも判断することが可能になります。

<技術専門家のインカメラ手続きへの関与>

近年の技術の高度化・専門化の進展に伴って、裁判に技術専門家のサポートが必要になることもあります。そこで今般の法改正により、裁判所は、必要であると判断した場合に、当事者の同意を得たうえで、民事訴訟上の専

門委員をインカメラ手続きに関与させることができるようになりました。

これにより、裁判所は、守秘義務を有する技術専門家のサポートを受け、書類等提出の「必要性」の判断および「正当な理由」の有無の判断を行うことが可能になります。

3. 実用新案法等について

インカメラ手続きは、特許法のみならず、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法においても、特許法を準用する形で規定されています。したがって、これらの法律においても、インカメラ手続きを拡充する改正がなされています。

4. 改正法の施行予定

今回の改正法のうち、インカメラ手続きの拡充に関する部分の施行期日は、令和元年7月1日です。

5. その他の改正

今般の改正法は、インカメラ手続き以外にも、種々の改正がなされていますので、特許庁ホームページ等でご確認ください。